



はたら かたかいかく コラム 働き方改革

◆年5日の年次有給休暇の取得が義務化

使用者は、**年10日**以上の年次有給休暇が与えられている労働者に対し、**毎年5日**、時季を指定して年次有給休暇を取得させる義務があります。

◆時間外労働の上限規制

時間外労働の上限について**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が限度とされています。

◆不合理な待遇差の解消

同じ企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間での基本給や手当など個々の待遇ごとに**不合理な待遇差**を設けることは禁止されています。

正社員には通勤手当があるけど、パートには通勤手当がない…これって仕方ないのかな？



調べてみよう！働き方改革！

「働き方改革」の実現に向けて



検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.ht>

まとめワーク かいとう 解答

◆第2章 働く前はたらまえに知しっておきたいルール かいとう 解答

- Q1 労働契約ろうどうけいやく
- Q2 最低限さいていげん、無効むこう
- Q3 就業規則しゅうぎょうきそく
- Q4 定めのないさだ、定めのあるさだ

◆第3章 働く時ときのルール かいとう 解答

- Q1 通貨つうか、全額ぜんがく
- Q2 8、40
- Q3 2、5
- Q4 6、10
- Q5 同僚どうりょう
- Q6 20、31

◆第4章 会社かいしゃをやめる時ときのルール

- Q1 会社かいしゃ、労働者ろうどうしゃ
- Q2 更新こうしん
- Q3 期間きかんの定めのないさだ、同意どうい
- Q4 期間きかんの定めのあるさだ
- Q5 退職勧奨たいしょくかんじょう、断ることわ

まちが
間違えたところは
いちどかくにん
もう一度確認しておこう!!



し こま とき そうだん ば しょ 知っておこう! 困った時の相談場所!

いづれの相談機関も相談は無料です。

◆大阪府 労働環境課 (労働相談センター)

どこに何を聞いていいのかわからないとき、質問したい時、

疑問に思ったことがあれば、**まずはこちらにご相談ください!**

9:00~18:00 毎週木曜日は20:00まで

TEL:06-6946-2600 (詳しくは裏表紙へ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/index.html>



◆大阪労働局 総合労働相談コーナー

労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付をしています。

(労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせなど)

9:00~17:00 毎週火曜日は18:00まで

TEL 0120-939-009 / 06-7660-0072

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/corner.html



◆ハローワーク (公共職業安定所)

職業相談、職業紹介・指導、職業訓練の受講あつせん、

雇用保険の給付(仕事探し、失業給付、職業訓練など)

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/>



◆労働基準監督署

賃金、労働時間、労働者の安全と健康の確保などについて

の監督(取り締まること)、指導、労働基準関係法令に基づく

許可、認可などの事務を行っています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka->



ねんきんじむしょ

◆年金事務所

こうせいねんきん こくみんけんこう ほけん かん と あ さき
厚生年金、国民健康保険に関するお問い合わせ先です。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/osaka/>



◆全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

けんこう ほけん こくみんけんこう ほけん かん と あ さき
健康保険、国民健康保険に関するお問い合わせ先です。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka/>



◆大阪障害者職業センター

しょう しょう たい せんもんてき しょくぎょう
障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービ
スや事業主に対する相談、地域の関係機関への助言・援助
をおこな
を行っています。

<https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/osaka/>



◆障害者就業・生活支援センター

しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん
職業生活における自立を図るために、就業及び日常生活
の支援を行っています。

また、社会生活上の支援を必要とする障がいのある方
に対して、地域の雇用関係機関や、福祉関係機関と連携
を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・
助言・その他の支援を行っています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html>



こま とき ひとり なや
困った時は一人で悩まず
そうだん
相談してみよう！

